

要介護者にならないために

Q 要介護認定で、要支援1と判定されました。要介護者とならないためには、サービスをどう利用すればいいですか？

A まずは、地域包括支援センター又は最寄りのサブセンターまで、ご相談ください。本人・家族と一緒に、サービスを検討します。

要介護認定の申請を頼みたい

Q 要介護認定の申請に、体調不良のため窓口まで行けません。頼める人がいないので、地域包括支援センターにお願いできますか？

A 本人又は家族が行けない場合などは、地域包括支援センターが手続きを代行します。

一人暮らしの高齢者が心配

Q 近所の一人暮らしの高齢者が、最近閉じこもりがちで心配です。頼れる身内がないようですが、あまり口出しもできません。どこに相談すればいいですか？

A 相談先が分からない場合は、まず地域包括支援センターまでご相談ください。スタッフが訪問して解決策を探ります。

虐待にあっている人がいる

Q 近所に住む高齢者の手や足に複数のあざや傷があり心配です。どうすればいいですか？

A 虐待を発見したり、疑わしいときは、地域包括支援センターや市まで通報してください。通報者の個人情報は漏らしません。もし、内容が誤っていた場合も責任は問われません。

認知症の家族が心配

Q 最近、母のものが忘れがひどく、認知症ではないかと心配です。どこに相談すればいいですか？

A 認知症の早期発見・対応を目指して支援体制を整備します。また、市内の34事業所を認知症相談窓口（通称「オレンジのまど」）に指定しました。

在宅医療・介護連携のこと

Q 近々、母が退院します。仕事があるので介護との両立に不安を感じています。

A 医療と介護の両方が必要な場合、鹿屋市医師会を中心に関係者が連携しながら医療・介護サービスが切れ目なく提供されるよう支援していきます。

財産管理が心配

Q 今後、認知症などになったときの財産管理が心配です。

A 将来、認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）を決めておくことができる制度があります。

柔軟に対応するため、センター機能の更なる充実・強化が求められていること。
② 地域にある多くの担い手と連携した事業展開を行うには、行政によるマネジメントの強化が求められていること。
③ 在宅医療や介護連携などを効果的に推進するため、医師会との更なる連携強化が必要であることなどから、

平成28年4月に、市内4か所の地域包括支援センターを統合して、新たな拠点施設となる基幹型地域包括支援センターを開設します。運営も鹿屋市医師会に委託し、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など新たに義務付けられた施策に、医療と介護、そして行政が丸となって取り組み、更なる機能の充実・強化につなげていきます。

相談窓口が増えて便利に
基幹型の地域包括支援センターを設置すると同時に、市内に9つのサブセンターを設置します。これまでよりも窓口が3か所増えることで、相談がより便利になります。
不安なことは、お近くの窓口まで、お気軽にご相談ください。※施設の詳細は9ページ。

支えあい 安心して暮らせるまちに

高齢化が進む中、高齢者が安心して暮らせるよう、市ではサービスの充実に取り組むとともに地域全体で支えあえるまちづくりを進めています。その一つとして、4月1日に基幹型の地域包括支援センターを開設します。今月は、同センターの担う機能や役割などについて紹介します。

市高齢福祉課（1階⑨番窓口） ☎31-1116



地域包括支援センター

超高齢社会の到来

高齢化が進むにつれて、要介護認定者や認知症高齢者、高齢者の単身世帯など支援を必要とする人は増えており、ピークは団塊の世代が後期高齢者となる2025年と予想されています。具体的には5人に1人が75歳以上という、世界でも例を見ない超高齢社会となり、鹿屋市でも高齢化率は30%を超えると予測されています。

市では、この2025年問題に対応するため、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

最後まで自分らしい生活をしたい

第6期介護保険事業計画の策定にあたり、市内の65歳以上を対象に実施したアンケート調査によると8割以上の人が「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けたい」と思っています。

基幹型地域包括支援センターへ移行

現在の地域包括支援センターは市域を東西南北で4分割し、運営も個別に社会福祉法人又は医療法人に委託しています。しかし、

① 近年複雑かつ増大する住民ニーズに迅速、丁寧、そして

